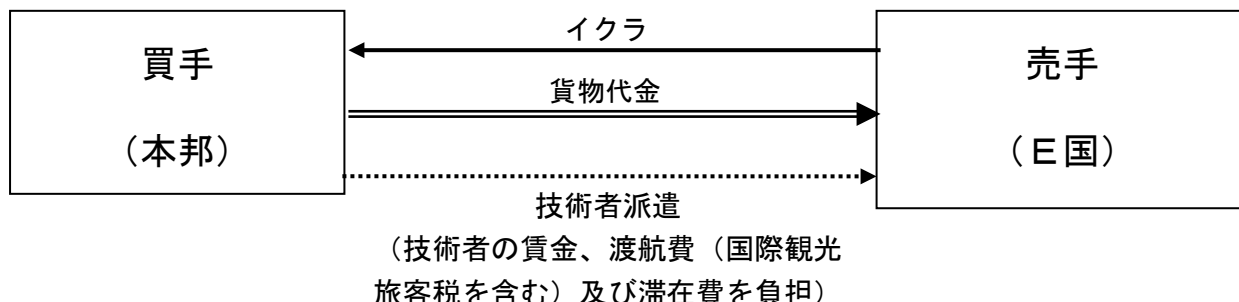


36. 輸入貨物の製造のために派遣した技術者に係る「国際観光旅客税」



【照会要旨】

当社（買手）は、E国に所在する売手からイクラを購入（輸入）しています。

当社は、本邦から技術者を派遣して輸入貨物の製造に従事させており、その技術者の派遣費用（賃金、渡航費及び滞在費）を負担しています。この渡航費に「国際観光旅客税」が含まれています。輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が負担する「国際観光旅客税」は、現実支払価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が負担する「国際観光旅客税」は、輸入貨物につき、買手により売手のために支払われるものと認められますので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が派遣する技術者が輸入貨物の製造に従事する場合、当該業務を行う者に係る費用は、売手のために行われた間接支払に該当し、現実支払価格に含まれます。

したがって、貴社が負担する技術者の派遣費用（賃金、渡航費及び滞在費）は、当該業務を行う者に係る費用として輸入貨物の現実支払価格に含める必要があり、渡航費に含まれる「国際観光旅客税」についても輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

（参考：「国際観光旅客税」の概要）

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために、「国際観光旅客税」が創設されました。

「国際観光旅客税」は、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、納税義務者である本邦から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収（出国1回につき1,000円）し、これを国に納付するものです。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2 の3(3)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)